

平成19年8月30日

民主党 政策調査会長 松本 剛明 殿
ネクスト総務担当 武正 公一 殿
ネクスト厚生労働担当 三井 辨雄 殿

年金業務・組織再生会議
座長 本田勝彦

平成19年8月29日にいただきました「年金業務・組織再生会議の運営に関する申し入れ」については、以下のとおり回答いたします。

- 会議の運営は、会議の委員の合議により決定された運営要領に基づいて行うこととしており、会議の内容については、原則として公開することとしております。

個別の申し入れ事項に対する回答は以下のとおりです。

- ・ 「1.会議の公開」について

(回答)

会議自体については、会議の議事の効果的な進行を図るため又は会議の議題の内容により座長が非公開が適当であると判断するときを除き、公開とすることとしています。

また、会議が公開・非公開いずれの場合においても、会議の内容について、会議開催後、座長又は座長の指名する者が記者会見を行うこととしています。

- ・ 「2.会議に提出された全ての資料の公表」について

(回答)

会議での配布資料は公表することとしています。ただし、座長が特に必要と認めるときに限り、資料の全部又は一部を公表しないことができることとしています。

- ・ 「3.会議の議事要旨及び詳細な議事録の速やかな公開」について

(回答)

議事要旨及び議事録は公表することとしています。ただし、座長が特に必要と認めるときに限り、議事録の全部又は一部を一定期間公表しないことが

できることとしています。

なお、議事要旨及び議事録の公表については、できる限り速やかに行えるよう努めてまいります。

- ・「4.国会議員の会議傍聴」及び「6.新聞記者・テレビカメラに対する会議の公開、インターネットによる会議映像の配信」について

(回答)

会議の公開の具体的な方法など、会議の運営に関し必要な事項は、運営要領に定めるもののほか、座長が会議に諮り、決定することとしています。

- ・「5.会議の議事次第（議題と配布資料の名称が記載されているもの）の公開」について

(回答)

会議の議事次第（議題と配布資料の名称が記載されているもの）については、ホームページにおいて公開することとしています。